

市立函館病院愛児園管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立函館病院（以下病院という。）に勤務する医療技術者の乳児および幼児を保育するため病院に院内保育園を設置し、もって病院の円滑な運営に資することを目的とする。

(名称および位置)

第2条 院内保育園の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称 市立函館病院愛児園（以下「園」という）
位 置 函館市港町1丁目5番10号

(職員)

第3条 園に保育士その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第4条 保育士は、園に入園している乳児又は幼児（以下「園児」という。）の保育および保育上必要な業務に従事する。

2 職員は、上司の命を受け、園務に従事する。

(収容定員)

第5条 園の収容定員は、次のとおりとする。

本 園 45名

(保育時間および休日)

第6条 園の保育時間は24時間とし、休日はなしとする。

(入園できる者)

第7条 入園できる者は、病院に勤務する医療技術者が養育している生後57日目以降小学校就学前までの乳幼児、その他病院長が別に定めるところにより保育を認める者とする。

(入退園の手続き等)

第8条 保育を希望する職員（以下「申請者」という。）は申請書（第1号様式）を病院長に提出し、許可を得なければならない。

2 病院長は、前項の申請書を受けた時は、その内容を審査し、入園の

許可を申請者に通知しなければならない。

- 3 入園を許可された者の父母（以下「保護者」という。）は、誓約書（第2号様式）その他必要書類を病院長に提出しなければならない。
- 4 退園を希望する者は、退園届（第3号様式）を提出し、病院長の承認を得なければならない。

（入園の制限）

第9条 病院長は、園児が次の各号の一に該当するときは、入園を拒否し、又は入園を一時停止し、もしくは退園させることができる。

- (1) 伝染病又は悪疾の疾患にかかったとき
- (2) 心身の異常その他により園で保育することが不適当又は困難なとき
- (3) 入園中の他の園児に悪影響を及ぼすおそれのあるとき
- (4) 保育の理由が消滅したとき
- (5) その他病院長が不適当と認めたとき

（保育料および給食料）

第10条 園の保育料は、別表1のとおりとする。

- 2 園児の給食料は、別表2のとおりとする。
- 3 保育料および給食料（以下「保育料等」という。）は、第1項および第2項に基づき積算した額に消費税および地方消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 4 保育料等は、別に発行する納入通知書により、指定する期日までに納入しなくてはならない。

（その他の負担）

第11条 遠足その他の行事に要する費用の負担については、その都度病院長が定める。

第12条 園児の健康管理は、市立函館病院の医師が担当する。

- 2 園児の健康診断は、少なくとも1年に2回定期健康診断を実施しなければならない。

(保育士の資格)

第13条 保育士は、常に保護者と密接な連絡をとり、保育状況等につき、その保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。

(保護者の遵守事項)

第14条 保護者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 園における保育に関しては、園の職員の指示に従うこと。
- (2) 園児の身体、着衣等を常に清潔に保つよう留意すること。
- (3) 園児を休ませるときは、あらかじめ定めた者が行うものとし、園の定めた方法によること。

(備える帳簿)

第15条 園においては、園児の家庭等の状況および入園中の保育の経過を記録する帳簿を備えなければならない。

(運営委員会)

第16条 園の民主的かつ能率的な運営を行うため運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者で構成する。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 病院長が指定する者 | 4 名 |
| (2) 市立函館病院職員組合が推薦する者 | 2 名 |
| (3) 保護者を代表する者 | 2 名 |

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会に委員長を置き、必要に応じて委員長が招集する。

5 委員長は、事務局長をもって充てる。

(運営委員会の審議事項)

第17条 運営委員会は、病院長から園の運営上重要な事項につき諮問を受け、当該事項を審査し、その結果を報告するものとする。

(要綱の改正)

第18条 この要綱の改正は、運営委員会で審議し、病院長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 保育料（第10条関係）

年齢区分	所得税額区分	保育料月額
4歳以上	16万円以上	35,000円
	16万円未満	30,000円
3歳	16万円以上	40,000円
	16万円未満	35,000円
3歳未満	16万円以上	50,000円
	16万円未満	40,000円

- ※ 各年4月1日現在の年齢とし、年度途中および月途中に入園した場合は、当該月の1日現在の年齢とする。
- ※ 児童2人以上が入園している場合は、年齢の最も低い児童については上記金額、その次に年齢の低い児童については上記金額の半額、これら以外の児童については無料とする。

別表2 給食料（第10条関係）

年齢区分	区 分	1食当たりの金額
1歳5ヶ月未満	昼食・夕食	170円
	軽食（朝）	50円
1歳5ヶ月以上	昼食・夕食	260円
	軽食（朝）	100円

- ※ 各月1日現在の年齢とする。